

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則 (経済部総務課)	59
○会社法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則..... (法制文書課)	59
○森林組合法施行細則の一部を改正する規則..... (林業木材課)	60
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (法制文書課)	61
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	62
○有害興行の指定..... (道民活動文化振興課)	62
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	62
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	62
○特定調達契約に係る落札者等の公示(3件)..... (畜産振興課)	64
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	65
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	65
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (農業施設管理課)	65
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	66
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	66
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	66
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	67
○建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正 (建設情報課)	67
○浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正 (建設情報課)	67
○道路の供用の開始..... (道路課)	68
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	68
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (出納局総務課)	68
支庁告示	

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	69
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	69

道議会告示

○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程.....	69
--------------------------------------	----

道人事委員会規則

○大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に 関する規則の一部を改正する規則.....	69
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	70

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の告示.....	70
----------------------	----

規 則

会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第81号

会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例(平成18年北海道条例第31号)の施行期日は、平成18年5月1日とする。

会社法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第82号

会社法の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道職員倫理規則の一部改正)

第1条 北海道職員倫理規則(平成12年北海道規則第158号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式末尾欄外注中「、新株引受権証書」を削る。

(北海道知事の資産等の公開に関する規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「資本」を「資本金」に改める。

(1) 北海道知事の資産等の公開に関する規則(平成7年北海道規則第96号)第2条第2項

(2) 北海道林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年北海道規則第91号)第4条第1項

第2号及び第4号

（北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第3条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項第5号中「商法施行規則（平成14年法務省令第22号）第10条」を「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第215条若しくは第223条又は会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第175条」に改める。

（北海道公害防止施設改善資金貸付規則の一部改正）

第4条 北海道公害防止施設改善資金貸付規則（昭和45年北海道規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「営業実績」を「事業実績」に改め、同項第1号及び第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第17条第2項、第18条及び第23条中「営業」の次に「若しくは事業」を加える。

（特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正）

第5条 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年北海道規則第140号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式及び別記第10号様式中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

（北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則の一部改正）

第6条 北海道中小企業設備合理化促進条例施行規則（昭和32年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資本」を「資本金」に改める。

第2条第1号中「営業実績」を「事業実績」に改める。

第19条、第21条及び第22条中「営業」の次に「若しくは事業」を加える。

（北海道中小企業高度化資金貸付規則の一部改正）

第7条 北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第5号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

第15条中「営業」の次に「若しくは事業」を加える。

（北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「新株等引受事業」を「株式引受事業」に、「新株又は」を「株式又は」に改める。

別表の第6号及び別記第5号様式中「新株等引受事業」を「株式引受事業」に改める。

（北海道地方卸売市場条例施行規則の一部改正）

第9条 北海道地方卸売市場条例施行規則（昭和46年北海道規則第115号）の一部を次のよ

うに改正する。

第3条の2（見出しを含む。）及び第3条の3の見出し中「営業」を「事業」に改める。別記第1号様式の2中「営業」を「事業」に、「資本」を「資本金」に改める。

別記第1号様式の3中「資本又は出資の額」を「資本金又は出資の額」

に改める。

別記第8号様式の第1の2の(2)の（記載上の注意）の事項中「及び有限会社」を削り、「これらの会社」を「株式会社」に改める。

（北海道企業立地促進条例施行規則の一部改正）

第10条 北海道企業立地促進条例施行規則（平成9年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式別紙その他の添付書類5の(5)の事項中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

（農地法施行細則の一部改正）

第11条 農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式別紙1の4の注1の事項中「合名会社又は合資会社」を「株式会社にあっては取締役、持分会社」に、「業務執行権を有する」を「業務を執行する」に改め、「株式会社又は有限会社にあっては取締役」を削り、同別紙の5の(2)の事項中「株式会社又は有限会社」を「又は株式会社」に、「株主名簿又は社員名簿」を「又は株主名簿」に改める。

（北海道漁業権免許申請規則の一部改正）

第12条 北海道漁業権免許申請規則（昭和59年北海道規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号才中「営業年度」を「事業年度」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第83号 森林組合法施行細則の一部を改正する規則 森林組合法施行細則（昭和54年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。 第12条を次のように改める。 （一時役員の職務を行うべき者等の選任又は総会の招集の請求） 第12条 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任若しくは役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集の請求又は法第100条第2項において準用する民法第56条の規定による仮理事の選任の請求は、別記第13号様式の請求書によりしなければならない。 2 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求は、別記第13号様式の2の請求書によりしなければならない。 第18条第1項第2号中「又は総代会」を「、総代会又は理事会」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。 （5）法第84条の2第1項（法第65条第5項において準用する場合を含む。）の規定により総会又は総代会の議決を経ないで合併を行う場合にあっては、法第84条の2第3項の規定による公告又は通知の状況を記載した書類 第18条第2項中「同項各号」の次に「（第5号を除く。）」を加える。 第19条第1号中「第90条第1項」を「第90条」に改める。 別記第13号様式中「仮理事選任請求書」を「一時役員（仮理事）選任（総会招集）請求書」に、「北海道知事様」を「北海道知事様」に、「印」を「印」に、「第53条又は」を「第53条第1項（同法）に、「第56条」を「第56条）」に、「仮理事の選任」を「一時役員の職務を行うべき者（仮理事）の選任（役員を選挙し、又は選任するための総会の招集）」に改め、同様式1の事項及び3の事項中「理事」を「役員（理事）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。 別記第13号様式の2（第12条関係） 一時代表理事選任請求書 年 月 日 北海道知事 様 （ 支庁長 ） 組合員（利害関係人） 住 所 氏 名 ㊟ 森林組合法第53条第3項の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求します。	記 1 代表理事が欠けた組合の所在地及び名称 （1）所 在 地 （2）名 称 2 請求人と組合との関係 3 代表理事が欠けた理由 4 請求の理由 別記第14号様式中「北海道知事様」を「北海道知事様」に改め、同様式（ 支庁長 ）を（ 支庁長 ） （添付書類）5の事項中「催告」の次に「（森林組合法第66条第3項の規定により催告することを要しない場合にあっては、公告）」を加える。 別記第23号様式その1（添付書類）13の事項中「催告」の次に「（森林組合法第84条第4項において準用する同法第66条第3項の規定により催告することを要しない場合にあっては、公告）」を加え、同様式その2（添付書類）3の事項中「総代会」の次に「、理事会」を加え、同様式その2（添付書類）中9の事項を10の事項とし、同様式その2（添付書類）8の事項中「催告」の次に「（森林組合法第84条第4項において準用する同法第66条第3項の規定により催告することを要しない場合にあっては、公告）」を加え、同事項を同様式その2（添付書類）9の事項とし、同様式その2（添付書類）中7の事項を8の事項とし、6の事項を7の事項とし、5の事項の次に次の1事項を加える。 6 森林組合法第84条の2第3項の規定による公告又は通知の状況を記載した書類 別記第23号様式その2注中「8及び9」を「6に掲げる書類は総会又は総代会の議決を経ないで合併を行う場合、9及び10」に改める。 別記第24号様式（添付書類）1の事項中「第90条第1項」を「第90条」に改める。 附 則 この規則は、平成18年5月1日から施行する。				
	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1145 1138 1719 1214">告</th><th data-bbox="1719 1138 2123 1214">示</th></tr> <tr> <td data-bbox="1145 1214 1719 1502"> 北海道告示第407号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 総合文書管理システム運用・保守業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 </td><td data-bbox="1719 1214 2123 1502"></td></tr> </table>	告	示	北海道告示第407号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 総合文書管理システム運用・保守業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日	
告	示				
北海道告示第407号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年4月28日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 総合文書管理システム運用・保守業務 一式 2 随意契約の相手方を決定した日					

平成18年 3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 富士電機システムズ株式会社
- (2) 住 所 東京都品川区大崎 1 丁目11番 2 号

4 随意契約に係る契約金額

67,189,500円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部人事司法法制文書課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第408号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

行政情報コミュニケーションシステム等運用・保守管理業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番地

4 随意契約に係る契約金額

366,408,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道企画振興部科学 I T 振興局情報政策課

- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第409号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第 4 条第 1 項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の 種 別	興 行 の 題 名	制作会社又は 配 給 会 社	指定の 指 定 の 理 由
映 画	ジョルジュ・バタイユ ママン	アットエンタテインメント	全 部 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	弁護士秘書 奥出しでイカせて	オーピー映画	
同	母娘㊟レシビ 抜かず喰い	同	

北海道告示第410号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定医療法人社団カレスサッポロ時計台病院（札幌市）

深川市立総合病院（深川市）

医療法人社団ふらの西病院（富良野市）

北海道告示第411号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団札幌清田整形外科病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。

函館市の項函館赤十字病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。

小樽市の項小樽循環器病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。

旭川市の項独立行政法人国立病院機構道北病院の事項中「旭川市花咲町 7 丁目 平成

18. 3.31」を「旭川市花咲町7丁目4048番地 平成21. 3.31」に改め、同項市立旭川病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 北見市の項中「北星脳神経外科病院 北見市三輪36番地1 平成18.12.31」を「北星脳神経外科病院 北見市三輪36番地1 平成18.12.31 平成21. 3.31」に改める。 北見市国民健康保険常呂病院 北見市常呂町字常呂477番地 平成21. 3.31」に改める。 夕張市の項夕張市立総合病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 岩見沢市の項岩見沢市立総合病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改め、同項独立行政法人労働者健康福祉機構岩見沢労災病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 網走市の項J A北海道厚生連網走厚生病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 稚内市の項市立稚内病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 美瑛市の項市立美瑛病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改め、同項独立行政法人労働者健康福祉機構美瑛労災病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 紋別市の項医療法人社団耕仁会曽我クリニックの事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改め、同項北海道立紋別病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 三笠市の項市立三笠総合病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 根室市の項市立根室病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 千歳市の項医療法人社団千歳豊友会病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 深川市の項を次のように改める。 深川市 深川市立病院 深川市6条6番1号 平成21. 3.31 富良野市の項社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 八雲町の項中「八雲総合病院 山越郡八雲町東雲町50番地 平成19. 6.30」を「八雲総合病院 二海郡八雲町東雲町50番地 平成19. 6.30 八雲町熊石国民健康保険病院 二海郡八雲町熊石雲石町494番地の1 平成21. 3.31」に改める。 長万部町の項長万部町立病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 長万部の項の次に次の一事項を加える。 せたな町 せたな町立大成国民健康保険 久遠郡せたな町大成区都231 平成21. 3.31 病院 番地 せたな町立北檜山国保病院 久遠郡せたな町北檜山区北檜 平成21. 3.31	山378番地 熊石町の項及び大成町の項を削る。 奥尻町の項奥尻町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 北檜山町の項を削る。 奈井江町の項奈井江町立国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 月形町の項国民健康保険月形町立病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 沼田町の項J A北海道厚生連沼田厚生病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 上富良野町の項上富良野町立病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 猿払村の項猿払村国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 浜頓別町の項浜頓別町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 中頓別町の項中頓別町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 枝幸町の項枝幸町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 豊富町の項豊富町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 利尻町の項利尻島国保中央病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 津別町の項津別病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 斜里町の項斜里町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 遠軽町の項中「遠軽共立病院 紋別郡遠軽町大通北1丁目3番地 平成18.12.31」を「遠軽共立病院 紋別郡遠軽町大通北1丁目3番地 平成18.12.31 J A北海道厚生連丸瀬布厚生病院 紋別郡遠軽町丸瀬布新町274番地1 平成18.12.31」に改める。 雄武町の項雄武町国民健康保険病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21. 3.31」に改める。 日高町の項日高町立国民健康保険病院の事項中「日高町立国民健康保険病院」を「日高町立日高国民健康保険病院」に改める。 弟子屈町の項J A北海道厚生連摩周厚生病院の事項中「平成18. 3.31」を「平成21.
---	---

3.31」に改める。

北海道告示第412号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品の名称 ヨーネ菌分離用培地（8 ml / 瓶 × 20瓶 / 箱）
- (2) 数量（調達予定数量） 8,500箱

2 落札を決定した日

平成18年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 丸善薬品株式会社
- (2) 住 所 北海道北広島市大曲工業団地6丁目2番地13

4 落札金額

1箱当たりの単価 7,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年2月3日付け北海道告示第79号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第413号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品の名称 ヨーネライザⅡ（90検体 / キット）
- (2) 数量（調達予定数量） 2,700キット

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年3月23日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 丸善薬品株式会社

- (2) 住 所 北海道北広島市大曲工業団地6丁目2番地13

4 随意契約に係る契約金額

1キット当たりの単価 30,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第414号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品の名称

牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット

（フレライザBSE（マイクロチューブ及び破碎ビーズ100検体分を含む。））

- (2) 数量（調達予定数量）

死亡牛45,000頭について牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条に基づく検査に必要とされる検査セット数

2 落札を決定した日

平成18年3月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大槻理化学株式会社
- (2) 住 所 北海道北見市卸町1丁目6番地2

4 落札金額

1セット当たりの単価 90,954円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年2月3日付け北海道告示第80号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道農政部食の安全推進局畜産振興課
(2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

篠津中央土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18. 4. 1	理 事	南 部 重 雄	石狩郡新篠津村第44線北51番地
同	同	同	本 島 征 一	同 第45線北71番地
同	同	同	今 野 佐 祐	樺戸郡月形町字篠津原野1727番地12
同	同	同	岡 村 春 美	石狩郡新篠津村第42線北64番地
同	同	同	新 海 博 吉	同 第40線北24番地
同	同	同	古 谷 陽 一	当別町字中小屋6321番地
同	同	同	宮 本 静 雄	同 新篠津村第38線南 9 番地
同	同	同	三 角 和 雄	江別市美原278番地
同	同	同	内 藤 三千男	石狩郡新篠津村第35線南54番地
同	同	同	高 橋 繁	同 当別町蕨岱2316番地16
同	同	同	藤 野 敏 弘	同 新篠津村第36線北 9 番地
同	同	同	稲 村 勝 俊	同 当別町字東裏967番地
同	同	同	岸 田 勤	同 蕨岱2754番地
同	同	同	武 田 八 郎	江別市八幡124番地の46
同	同	同	川 村 修	石狩郡当別町川下763番地
同	同	監 事	南 部 隆 志	同 新篠津村第42線北77番地
同	同	同	柳 本 克 巳	江別市美原537番地
同	同	同	宇 川 和 博	石狩郡当別町字東裏1680番地 1
退 任	同 18. 3.31	理 事	南 部 重 雄	同 新篠津村第44線北51番地
同	同	同	平 田 昭 二	同 当別町字東裏2831番地
同	同	同	武 田 八 郎	江別市八幡124番地の46
同	同	同	新 海 博 吉	石狩郡新篠津村第40線北24番地
同	同	同	宮 本 静 雄	同 第38線南 9 番地
同	同	同	三 角 和 雄	江別市美原278番地
同	同	同	藤 野 敏 弘	石狩郡新篠津村第36線北 9 番地

同	同	同	今 野 佐 祐	樺戸郡月形町字篠津原野1727番地12
同	同	同	本 島 征 一	石狩郡新篠津村第45線北71番地
同	同	同	岡 村 春 美	同 第42線北64番地
同	同	同	高 橋 繁	同 当別町蕨岱2316番地16
同	同	同	長 山 一	同 新篠津村第36線南22番地
同	同	同	石 田 義 美	同 当別町川下2733番地
同	同	同	古 谷 陽 一	同 字中小屋6321番地
同	同	監 事	堀 梅 治	同 蕨岱1696番地 2
同	同	同	柳 本 克 巳	江別市美原537番地
同	同	同	北 野 拓 男	石狩郡新篠津村第46線北47番地

帯広市土地改良区

就 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成18. 3.31	監 事	清 野 義 明	帯広市豊西町482番地

北海道告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

認 可 年 月 日	土 地 改 良 区 名
平成18. 4.18	余 市 土 地 改 良 区
同	深 川 土 地 改 良 区
同 18. 4.19	篠津中央土地改良区
同	てしおがわ土地改良区
同 18. 4.20	清 水 町 土 地 改 良 区

北海道告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、広尾町の行う土地改良（尾張地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成18年 5 月 2 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成18年 4 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町西町83の2・93の1・93の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町潮見台1の1（次の図に示部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第419号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所

名寄市風連町字日進601の2地先・641地先・658地先・659地先（以上4筆地先について次の図に示す部分に限る。）、657の1、926、927の1、927の2、928の1

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡黒松内町字赤井川14の2、14の16

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに名寄市役所及び黒松内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内506の7、506の8、506の10

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁産業振興部林務課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を今金町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成18年北海道告示第352号のとおりである。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

瀬棚郡今金町字稲穂281の1所在の森林について所有権を有する 菅 野 義 昭

北海道告示第423号

昭和47年北海道告示第1290号（建設業法に規定する建設業者提出書類閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 建設業者提出書類閲覧所の場所の事項を次のように改める。
- 1 建設業者提出書類閲覧所の場所

北海道建設業者提出書類閲覧所（石狩支庁管内を除く。）	札幌市中央区北3条西6丁目	北海道建設部建設管理局建設情報課内
石狩支庁管内建設業者提出書類閲覧所	札幌市中央区北3条西7丁目	北海道石狩支庁産業振興部建設指導課内

- | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------------|
| 渡島支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 函館市美原4丁目6番16号 | 北海道函館土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 檜山支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 檜山郡江差町字陣屋町336番3 | 北海道檜山支庁産業振興部建設指導課内 |
| 後志支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 | 北海道後志支庁産業振興部建設指導課内 |
| 空知支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 岩見沢市8条西5丁目 | 北海道空知支庁産業振興部建設指導課内 |
| 上川支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 旭川市永山6条19丁目1番1号 | 北海道旭川土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 留萌支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 留萌市住之江町2丁目1番2 | 北海道留萌土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 宗谷支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 稚内市末広4丁目2番27号 | 北海道稚内土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 網走支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 網走市北7条西3丁目 | 北海道網走土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 胆振支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 室蘭市幸町9番11号 | 北海道室蘭土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 日高支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 浦河郡浦河町栄丘東通56号 | 北海道日高支庁産業振興部建設指導課内 |
| 十勝支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 帯広市東3条南3丁目 | 北海道帯広土木現業所企画総務部建設指導課内 |
| 釧路支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 釧路市浦見2丁目2番54号 | 北海道釧路支庁産業振興部建設指導課内 |
| 根室支庁管内建設業者提出書類閲覧所 | 根室市常盤町3丁目28番地 | 北海道根室支庁産業振興部建設指導課内 |

2 閲覧規則の事項第1条第2項中「建設部建設企画室建設情報課長又は支庁長」を「建設部建設管理局建設情報課長、支庁長（石狩、檜山、後志、空知、日高、釧路及び根室支庁長に限る。）又は土木現業所長（函館、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭及び帯広土木現業所長に限る。）」に改める。

北海道告示第424号

昭和60年北海道告示第1693号（浄化槽法に規定する浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正する。

平成18年4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の場所の事項を次のように改める。

1 浄化槽工事業者登録簿
閲覧所の場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部建設管理局
建設情報課内

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道石狩支庁産業振興
部建設指導課内

函館市美原4丁目6番16号 北海道函館土木現業所企画
総務部建設指導課内

檜山郡江差町字陣屋町336番3 北海道檜山支庁産業振興
部建設指導課内

虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志支庁産業振
興部建設指導課内

岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁産業振興部建設
指導課内

旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所
企画総務部建設指導課内

留萌市住之江町2丁目1番2 北海道留萌土木現業所企
画総務部建設指導課内

稚内市末広4丁目2番27号 北海道稚内土木現業所企画
総務部建設指導課内

網走市北7条西3丁目 北海道網走土木現業所企画総務
部建設指導課内

室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部
建設指導課内

浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高支庁産業振興部
建設指導課内

帯広市東3条南3丁目 北海道帯広土木現業所企画総務
部建設指導課内

釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路支庁産業振興部
建設指導課内

根室市常盤町3丁目28番地 北海道根室支庁産業振興部
建設指導課内

2 閲覧規則の事項第2条第2項中「建設部建設企画室建設情報課長又は支庁長」を「建
設部建設管理局建設情報課長、支庁長（石狩、檜山、後志、空知、日高、釧路及び根室支庁
長に限る。）又は土木現業所長（函館、旭川、留萌、稚内、網走、室蘭及び帯広土木現業所
長に限る。）」に改め、同事項第3条第2項及び第6条中「管理課長等」を「建設情報課長
等」に改める。

北海道告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か
ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 4月28日

	北海道知事 高 橋 はるみ
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 幕別帯広芽室線	帯広市東5条南25丁目4番1地先から 平成18. 4.29 帯広市東4条南26丁目15番1地先まで
道道 小樽石狩線	石狩市新港中央2丁目756番9地先から 同 18. 4.28 石狩市新港中央2丁目756番2地先まで

北海道告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57
号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災
害特別警戒区域として指定する。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井釜谷5（Ⅰ-2-88-1126）

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市釜谷町（次の図のとおり）

3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

4 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道函館土木現業所及び函館市役所に備え置いて
縦覧に供する。）

北海道告示第427号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指
定）の一部を次のように改正する。

平成18年 4月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 売りさばき人の項えりも町漁業協同組合の事項を次のように改める。
えりも漁業協同組合 平成18. 4. 1 えりも漁業協同組合

支 庁 告 示	平成18年4月28日 北海道上川支庁長 富 樫 秀 文 1 住 所 上川郡東神楽町ひじり野南3条2丁目3番17号 2 商号又は名称 フォレスト 3 氏 名 高橋 典寿 4 登録番号 北海道知事(2)上第00388号 5 登録取消年月日 平成18年4月19日												
北海道上川支庁告示第35号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年4月28日 北海道上川支庁長 富 樫 秀 文 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 落札に係る物品等の名称 デジタルフルカラー複写機の賃貸借(1台当たりの基本月額料金及び複写料金1枚当たりの単価) (2) 数量 1台 2 落札を決定した日 平成18年4月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 有限会社コピーセンターグローバル (2) 住 所 北海道名寄市西4条南5丁目29番地 4 落札金額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 賃貸借の基本月額料金(1台当たり)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">31,400円</td> </tr> <tr> <td>(2) モノクロ複写料金 1枚から5,000枚まで</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 4.1円</td> </tr> <tr> <td>(3) モノクロ複写料金 5,001枚から10,000枚まで</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 3.2円</td> </tr> <tr> <td>(4) モノクロ複写料金 10,001枚以上</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 2.6円</td> </tr> <tr> <td>(5) フルカラー複写料金 1枚から3,000枚まで</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 20.8円</td> </tr> <tr> <td>(6) フルカラー複写料金 3,001枚以上</td> <td style="text-align: right;">1枚当たり 19.6円</td> </tr> </table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年3月7日付け北海道上川支庁告示第17号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川北部森づくりセンター管理課 (2) 所在地 北海道中川郡美深町字東2条南4丁目 北海道上川支庁告示第36号 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。	(1) 賃貸借の基本月額料金(1台当たり)	31,400円	(2) モノクロ複写料金 1枚から5,000枚まで	1枚当たり 4.1円	(3) モノクロ複写料金 5,001枚から10,000枚まで	1枚当たり 3.2円	(4) モノクロ複写料金 10,001枚以上	1枚当たり 2.6円	(5) フルカラー複写料金 1枚から3,000枚まで	1枚当たり 20.8円	(6) フルカラー複写料金 3,001枚以上	1枚当たり 19.6円	道 議 会 告 示 北海道議会告示第2号 平成7年北海道議会告示第1号(北海道議会議員の資産等の公開に関する規程)の一部を次のように改正する。 平成18年4月28日 北海道議会議長 高 橋 文 明 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程(平成7年北海道議会告示第1号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「資本」を「資本金」に改める。 附 則 この規程は、平成18年5月1日から施行する。 道 人 事 委 員 会 規 則 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年4月28日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則12-10 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則の一部を改正する規則 大学教員等が研究成果活用企業の役員等を兼ねる場合における営利企業の従事制限に関する規則(北海道人事委員会規則12-8)の一部を次のように改正する。 第1条中「役員(」の次に「会計参与及び」を加える。 第3条第1項第3号中「商法(明治32年法律第48号)第211条ノ2第1項」を「会社法
(1) 賃貸借の基本月額料金(1台当たり)	31,400円												
(2) モノクロ複写料金 1枚から5,000枚まで	1枚当たり 4.1円												
(3) モノクロ複写料金 5,001枚から10,000枚まで	1枚当たり 3.2円												
(4) モノクロ複写料金 10,001枚以上	1枚当たり 2.6円												
(5) フルカラー複写料金 1枚から3,000枚まで	1枚当たり 20.8円												
(6) フルカラー複写料金 3,001枚以上	1枚当たり 19.6円												

(平成17年法律第86号)第2条第3号」に、「同項」を「同条第4号」に改める。 附 則 この規則は、平成18年5月1日から施行する。 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年4月28日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則16-10 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16-1）の一部を次のように改正する。 第5条中「又は有限会社」を削る。 別表第1中「財団法人オホーツク生活文化振興財団」、「財団法人北見市体育協会」、「財団法人釧路市民文化振興財団」、「財団法人北海道子どもの国協会」、「財団法人北海道住宅管理公社」、「財団法人北海道地域医療振興財団」、「財団法人北海道文学館」、「財団法人北方文化振興協会」、「社会福祉法人北海道社会福祉協議会」、「社会福祉法人北海道社会福祉事業団」、「社団法人北海道観光連盟」、「社団法人北海道看護協会」及び「社団法人北海道造林協会」を削る。 附 則 この規則は、平成18年5月1日から施行する。	ウ 納 入 期 日 平成18年8月31日 エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所 (2) 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 ア 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。 イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。 エ 当該調達物品の製造に必要な生地の手供給を受けられること。 オ 当該調達物品を製造する工場を確保できること。 (3) 条件付一般競争入札参加資格審査 ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 (ア) 申 請 の 時 期 平成18年4月28日から5月30日まで (イ) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 (ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 (4) 契約条項を示す場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (5) 入札執行の場所及び日時 ア 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課） イ 入 札 日 時 平成18年6月9日 午前9時30分（送付による場合は、平成18年6月8日までに必着） ウ 開 札 場 所 アに同じ。 エ 開 札 日 時 イに同じ。 (6) 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の(2)及び(3)による。 (7) 入札説明書の交付に関する事項
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第72号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年4月28日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1(1) 入 札 に 付 す る 事 項 ア 調達をする物品の名称及び数量 警察官（男性）用夏服上衣（長袖） 3,884着 警察官（男性）用夏服上衣（半袖） 1,532着 イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。	

ア 交 付 場 所 (4)に同じ。

イ 交 付 方 法 アの場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(3)のアのウ)に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)からダウンロードすることができる。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

(9) そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

(10) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

- a . Male police officer's summer shirts with long sleeves, 3,884 pieces
- b . Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,532 pieces

B . Bid tendering time and date : 9 : 30 A. M., June 9, 2006

(In case of mail, the necessary documents must be reached by June 8)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官(男性)用夏服ズボン 3,257本

警察官(男性)用夏帽子 1,289個

警察官(男性)用夏活動帽 872個

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成18年8月31日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

1の(2)に同じ。

(3) 条件付一般競争入札参加資格審査

1の(3)に同じ。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)に同じ。

イ 入 札 日 時 平成18年6月9日 午前9時45分(送付による場合は、平成18年6月8日までに必着)

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

1の(6)に同じ。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

1の(7)に同じ。

(8) 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

1の(8)に同じ。

(9) そ の 他

1の(9)に同じ。

(10) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

- a . Male police officer's summer trousers, 3,257 pieces
- b . Male police officer's summer hats, 1,289 pieces
- c . Male police officer's summer hats, for activity 872 pieces

B . Bid tendering time and date : 9 : 45 A. M., June 9, 2006

(In case of mail, the necessary documents must be reached by June 8)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

